

ご存知
ですか?

令和最初の確定申告

今年の確定申告の受付は2月17日(月)からスタートします。今回は平成31年度税制改正により新たに施行・変更となった制度の解説と便利な行政サービスをご紹介します。

1 平成31年度税制改正のポイント

平成31年度の税制改正では昨年の消費税増税を背景とした住宅ローン控除の特例の創設など各種制度が創設されています。

【1】住宅ローン控除の特例の創設

昨年、消費税率10%への引き上げが実施され、過去2度行われている税率引き上げ時に駆け込み需要や反動減などの需要変動が起こったことから様々な支援策が必要とされました。特に住宅投資は、消費税率引き上げによる駆け込み需要とその反動減が生じた場合に経済に与える影響が大きいと考えることから、既存の住宅ローン控除とは別に期限付きの住宅ローン控除の特例が創設されました。

内容は、個人が平成31年(2019年)10月1日から令和2年(2020年)12月31日までの間に消費税率10%が適用される住宅等を得て居住した場合には、控除期間が既存期間(10年間)よりも3年間長い13年間控除できるようになりました。

控除は、1年目から10年目までは既存制度と同様に、年末の借入残高4,000万円を限度に1%(認定住宅は5,000万円を限度に1%)が所得税などから控除されます。その後の11年目から3年間は、消費税率2%引上げ分の負担に着目した控除額の上限が設定されています。



【2】ふるさと納税の見直し

平成20年度の税制改正時に創設後、昨今の自治体間の行き過ぎた返戻品競争を是正するため、今回の改正では「総務大臣が指定した自治体に対するふるさと納税の寄附金」が控除の対象となりました。

具体的には、ふるさと納税の対象指定と指定の取り消しです。

対象指定とは、「一定の基準」※に適合する自治体をふるさと納税の対象として指定することとされ、指定以外の自治体へのふるさと納税の寄附は対象外となりました。また、基準に適合しなくなったと認める自治体については、総務大臣は指定を取り消すことができますとされました。

なお、適用時期は平成31年(2019年)6月1日以後に支出された寄附金について適用されます。

※一定の基準とは、①返戻品の返戻割合を3割以下とすること、②返戻品を地場産品とすることを満たしている自治体(対象となる自治体は総務省のHP参照)

ふるさと納税による寄附金控除を受けるためには、原則として寄附をした翌年の3月15日までに、住所地等の所轄の税務署へ確定申告を行っていただく必要があります。確定申告を行う際には、寄附をした自治体が発行する寄附の証明書・受領書や、専用振込用紙の払込控(受領書)が必要となります。

■その他の新設・変更内容

【3】子どもの貧困問題対策

【4】NISAの見直し

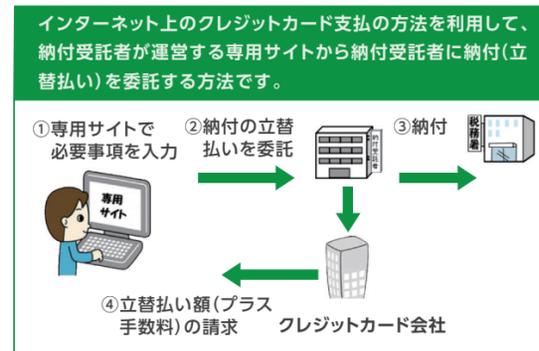
2 申告と納税に関するサービス

納税をもっと便利にするため以下のようなサービスがあります。

【1】クレジットカード納付の手続

【概要】

クレジットカード納付とは、インターネット上でのクレジットカード支払の機能を利用して、国税庁長官が指定した納付受託者へ、国税の納付の立替払いを委託することにより国税を納付する手続です。



【利用可能な税金の種類等】

- 利用可能税目(税金の種類)
全ての税目
(※ただし印紙を貼り付けて納付する場合など利用できない税目があります)
- 利用可能額
1度の手続につき、1,000万円未満、かつ、利用するクレジットカードの決済可能額以下の金額(※決済手数料含む)
- 利用可能なクレジットカード
Visa、Mastercard、JCB、American Express、Diners Club、TS CUBIC CARD
- 利用可能時間
24時間(※メンテナンス作業等時間を除く)

【2】スマホとマイナンバーカードでe-Tax(電子申告手続)

令和2年1月31日から、「国税庁ホームページ」の確定申告書作成コーナーでは、画面の案内に従って金額などを入力するだけで所得税の申告書や青色申告決算書・収支内訳書等を作成できます(消費税及び贈与税など作成可)。また、自動計算されるので計算誤りが心配ありません。

令和元年分の所得税の確定申告書作成コーナーでは、2か所以上の給与所得がある場合、年金収入や副業等の雑所得がある場合など、スマホ専用画面を利用できる範囲が広がります。

■スマホ専用画面の利用対象者等

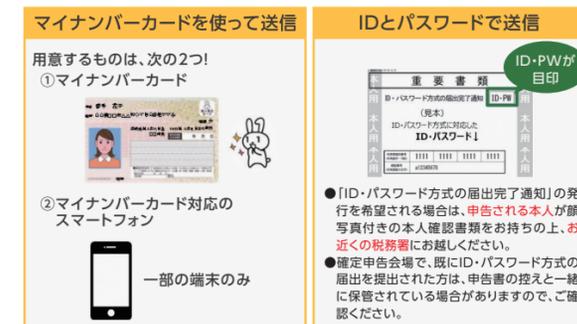
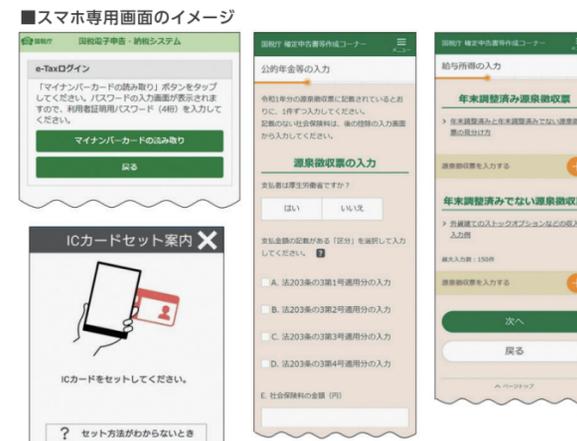
項目	平成30年分	令和元年分
収入	給与所得(年末調整済1か所)	給与所得(年末調整済1か所、年末調整未済、2か所以上に対応) 公的年金等、その他雑所得、一時所得
所得控除	医療費控除、寄附金控除	全ての所得控除
税額控除	政党等寄附金等特別控除	政党等寄附金等特別控除、災害減免額
その他		予定納税額、本年分で差し引く繰越損失額、財産債務調査(案内のみ)

※上記以外の方もパソコンと同様の画面でスマートフォンでの申告書作成が可能
※スマホ専用画面は、令和元年分のみご利用
※令和2年1月6日からサービス開始予定

また、「マイナンバーカード」と「マイナンバーカード対応のスマートフォン」をお持ちの場合は、e-Taxで送信でき、マイナンバーカード対応のスマートフォン等をお持ちでない方も「ID・パスワード方式の届出完了通知」に記載されたID・パスワードがあれば、e-Taxで送信可能です。

おわりに

今回は、平成31年度税制改正のポイントと申告と納税に関するサービスをご案内させていただきました。詳細に関しましては、国税庁・総務省の各HPや顧問税理士の方、当事務所までお問い合わせください。



(注) ID・パスワード方式は暫定的な対応です。お早めにマイナンバーカードの取得をお願いします。
・メッセージボックスの開覧には、マイナンバーカード等が必要です。

【図出典・参考: 国税庁・総務省HPより】

お問合せ先

税理士法人 エム・エイ・シー
Masuda & management Accounting Consultant

福岡県福岡市博多区博多駅東1丁目18番25号第五博多倍成ビル9F
TEL:092-431-3310 / FAX:092-431-3320 HP: http://www.mac-tax.or.jp

税理士法人 エム・エイ・シー
株式会社 MAC(アール・エム・シー)